

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月28日
【会社名】	株式会社D T S
【英訳名】	D T S C O R P O R A T I O N
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北村 友朗
【本店の所在の場所】	東京都中央区八丁堀二丁目23番1号
【電話番号】	03 - 3948 - 5488 (代表)
【事務連絡者氏名】	E S G推進部長 水無瀬 尚樹
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八丁堀二丁目23番1号
【電話番号】	03 - 3948 - 5488 (代表)
【事務連絡者氏名】	E S G推進部長 水無瀬 尚樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2022年6月23日開催の当社第50回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金40円とする。

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役への権限委任に関する規定の新設等の所要の変更を行う。

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を変更する。

第3号議案 監査等委員でない取締役9名選任の件

監査等委員でない取締役として、西田 公一、北村 友朗、竹内 実、浅見 伊佐夫、小林 浩利、平田 正之、穴戸 信哉、山田 伸一、増田 由美子の各氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、坂本 孝雄、行本 憲治、石井 妙子、竹井 豊の各氏を選任する。

第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員でない取締役の報酬等の額を年額300百万円以内とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額60百万円以内とする。

第7号議案 監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)に対して、第5号議案の報酬枠とは別枠で譲渡制限付株式の割当てのための報酬枠を設定することとし、支給する金銭報酬債権の総額を年額45百万円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	377,957	114	0	(注)1	可決(99.96%)
第2号議案	374,560	3,509	0	(注)2	可決(99.06%)
第3号議案					
西田 公一	367,617	9,038	1,414		可決(97.22%)
北村 友朗	374,188	2,467	1,414		可決(98.96%)
竹内 実	374,271	3,798	0		可決(98.98%)
浅見 伊佐夫	374,366	3,703	0	(注)3	可決(99.01%)
小林 浩利	374,362	3,707	0		可決(99.01%)
平田 正之	356,025	22,043	0		可決(94.16%)
穴戸 信哉	377,489	580	0		可決(99.83%)
山田 伸一	355,971	22,097	0		可決(94.14%)
増田 由美子	377,758	312	0		可決(99.90%)
第4号議案					
坂本 孝雄	368,977	9,091	0		可決(97.58%)
行本 憲治	307,421	70,647	0	(注)3	可決(81.30%)
石井 妙子	377,435	635	0		可決(99.82%)
竹井 豊	306,980	71,088	0		可決(81.19%)
第5号議案	376,687	336	1,048	(注)1	可決(99.62%)
第6号議案	376,685	338	1,048	(注)1	可決(99.62%)
第7号議案	373,760	4,311	0	(注)1	可決(98.85%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使の議決権の数および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認ができた議決権の数の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない株主の議決権の数は加算していません。

以上